

# ○原動機を用いる身体障害者用の車に係る署長の確認事務 処理要領の制定について

(令和5年3月31日例規第43号)

この度、別添のとおり「原動機を用いる身体障害者用の車に係る署長の確認事務処理要領」を定め、令和5年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る署長の確認について（平成5年甲通達交企第25号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

別添

## 原動機を用いる身体障害者用の車に係る署長の確認事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、原動機を用いる身体障害者用の車（以下「身体障害者用の車」という。）について署長が行う確認（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第1条の5第2項の確認をいう。以下単に「確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 確認の手続

#### 1 市町の長から通知があった場合の確認手続

署長は、市町の長から、通知書（別紙）により、車体の大きさの基準（規則第1条の5第1項第1号に定める基準をいう。以下単に「基準」という。）に適合しない身体障害者用の車の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、当該通知書及びその添付書面により、速やかに確認を行うものとする。

#### 2 その他の場合の確認手続

##### (1) 申請の手続

署長は、基準に適合しない身体障害者用の車の利用者（以下「利用者」という。）又は利用者から依頼を受けた者から確認の申請があったときは、確認申請書（様式第1号）を提出させて確認を行うものとする。

##### (2) 確認の方法

署長は、前記(1)の規定により確認申請書の提出を受けたときは、原則として、当該確認申請書に係る利用者及び身体障害者用の車についての実地調査を行うものとする。ただし、確認申請書に次に掲げる書類を添付させることにより、当該実地調査に代えて、これらの書類の書面審査の方法によることができる。

ア 身体の状態により利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

イ 申請に係る身体障害者用の車を製作し、又は販売する者が作成した当該身体障害者用の車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

### 第3 確認証の交付等

## 1 交付

署長は、確認を行ったときは、確認証（様式第2号）を作成し、当該確認が第2の1の規定による場合にあつては通知書の通知者に送付し、第2の2の規定による場合にあつては申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該確認証の写しを保管するものとする。

## 2 携帯の指導

署長は、利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には確認証を携帯するよう指導するものとする。

## 3 再交付の手続

署長は、利用者又は利用者から依頼を受けた者から、確認証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことによる再交付の申請があつたときは、確認証再交付申請書（様式第3号）及び当該確認証（汚損又は破損の場合に限る。）を提出させて再交付をするものとする。この場合において、署長は、当該再交付に係る確認証の写しを保管するものとする。

## 4 記載事項の変更の手続

署長は、利用者又は利用者から依頼を受けた者から確認証の記載事項の変更の届出があつたときは、確認証記載事項変更届（様式第4号）及び当該変更に係る確認証を提出させて新たな確認証を交付するものとする。この場合において、署長は、当該新たな確認証の写しを保管するものとする。

## 5 返納

署長は、利用者が次のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに確認証を返納させるものとする。この場合において、当該確認証とともに確認証返納届（様式第5号）を提出させるものとする。

- (1) 確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったとき。
- (2) 確認証の再交付を受けた後において亡失した確認証を発見し、又は回復したとき。

## 第4 取扱状況の管理

署長は、通知書による通知を受け、又は確認申請書、確認証再交付申請書、確認証記載事項変更届若しくは確認証返納届の提出を受けた後においては、原動機を用いる身体障害者用の車の確認管理簿（様式第6号）に必要事項を記載し、確認に係る取扱いの状況を明らかにしておくものとする。